

## 実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大木町	大角・福土・笹淵・前牟田・横溝・上白垣	R3.3.26	R4.3.23

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	375ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	190.6ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	85.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	57.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.0ha
(備考) ①「地区内の耕地面積」に対して②「アンケート調査等に回答した耕作面積の合計」が少ない理由は、大溝地区は法人化している地区が多く、農地の集積が進んでいるため。(農事組合法人にはアンケート未実施)	

注1:③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・個人担い手と法人の協調性
- ・法人化されていない地区の担い手不足(後継者の不足)
- ・新規施設園芸農業者と土地利用型農業者との共存
- ・各法人の一元化

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 法人間の連携を図る。
- 法人、担い手間で農地の交換分合の促進を図る。
- 土地利用型農業の個人認定農業者と法人との連携を強化する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻・麦・大豆	7.28 ha	水稻・麦・大豆	8 ha	横溝
認農		苺・水稻	0.77 ha	苺・水稻	0.77 ha	大角
認農		水稻・麦・大豆	8.33 ha	水稻・麦・大豆	8.6 ha	大角・横溝・蛭池
認農法人		水稻・麦・大豆	38.09 ha	水稻・麦・大豆	39 ha	大角・福土・三瀨・城島
認農法人		大豆・麦	12.27 ha	大豆・麦	12.27 ha	福土・笹淵・大角・高橋・大敷・三八松・筑後市
認農法人		水稻・麦・大豆	13.78 ha	水稻・麦・大豆	14 ha	横溝・上白垣・上八院・大川市
認農法人		しめじ・エリンギ・雪藏茸	- ha	しめじ・エリンギ・雪藏茸	- ha	大角
認農		水稻・麦・きゅうり・野菜	3.61 ha	水稻・麦・きゅうり・野菜	3.65 ha	横溝・上白垣
認就		苺	0.78 ha	苺	0.78 ha	横溝・蛭池
認農		アスパラガス	0.97 ha	アスパラガス	0.97 ha	上八院
認農		アスパラガス	0.95 ha	アスパラガス	0.95 ha	上白垣・上八院
認農		苺・菜種	0.69 ha	苺・菜種	0.7 ha	横溝・上白垣
認農		水稻・麦・アスパラガス	1.23 ha	水稻・麦・アスパラガス	1.23 ha	上白垣
認農法人		水稻・麦	17.06 ha	水稻・麦	18 ha	横溝・城島
認農		水稻・麦	0.46 ha	水稻・麦	1.35 ha	横溝・城島
認農		苺・水稻	2.01 ha	苺・水稻	2.01 ha	横溝・城島
認農		水稻	0.69 ha	水稻	0.69 ha	笹淵・城島
認農		苺	0.61 ha	苺	0.61 ha	横溝
認農法人		水稻・麦・大豆	41.54 ha	水稻・麦・大豆	41.54 ha	笹淵・福土・城島
認農		水稻・麦・大豆・アスパラガス	4.34 ha	水稻・麦・大豆・アスパラガス	4.34 ha	福土・笹淵
認農		水稻・アスパラガス	0.93 ha	水稻・アスパラガス	0.93 ha	大角
認農法人		水稻・麦・大豆	0.89 ha	水稻・麦・大豆	0.89 ha	大角・蛭池・城島
認農		苺	0.53 ha	苺	0.53 ha	前牟田
認農		苺	0.41 ha	苺	0.41 ha	福土
認農法人		麦	45 ha	水稻・麦	45 ha	筑後市・城島町
認農		苺・水稻・麦	0.53 ha	苺・水稻・麦	1.25 ha	福土
認農		苺・水稻	1.63 ha	苺・水稻	1.63 ha	福土
認農		苺	0.46 ha	苺	0.46 ha	福土
認農		苺	0.72 ha	苺	0.72 ha	横溝
認農		アスパラガス・野菜	0.36 ha	アスパラガス・野菜	0.5 ha	大角・上八院
認農		苺・水稻・麦	0.7 ha	苺・水稻・麦	0.89 ha	横溝・城島
認農		苺・水稻・麦	0.7 ha	苺・水稻・麦	1.14 ha	横溝・城島
認農		苺	0.81 ha	苺	0.81 ha	横溝
認農		水稻・麦・アスパラガス	2.22 ha	水稻・麦・アスパラガス	2.22 ha	笹淵
認農		青ねぎ・水稻	1.04 ha	青ねぎ・水稻	1.04 ha	前牟田
認農		水稻・麦・アスパラガス	1.19 ha	水稻・麦・アスパラガス	1.19 ha	笹淵
認農		苺	0.42 ha	苺	0.42 ha	大角
認農法人		えのき茸培養	- ha	えのき茸培養	- ha	大角
認農法人		水稻・麦・大豆・アスパラガス・苺	14.99 ha	水稻・麦・大豆・アスパラガス・苺	17.1 ha	大角・横溝・蛭池
認農法人		苺・水稻・麦・大豆・アスパラガス	8.46 ha	苺・水稻・麦・大豆・アスパラガス	10.6 ha	大角・蛭池
認農法人		水稻・麦・大豆	14.36 ha	水稻・麦・大豆	14.36 ha	横溝・前牟田・城島
認農法人		水稻・麦・大豆・菜種	10.41 ha	水稻・麦・大豆・菜種	13 ha	前牟田
認農法人		水稻・麦・大豆	31.54 ha	水稻・麦・大豆	31.54 ha	大角・前牟田
認農		水稻・麦・大豆	7.52 ha	水稻・麦・大豆	10 ha	横溝
認農		苺・水稻・麦・大豆	0.26 ha	苺・水稻・麦・大豆	1.46 ha	前牟田
認農		苺	0.34 ha	苺	0.34 ha	横溝
認農法人		水稻・麦・大豆	19.18 ha	水稻・麦・大豆	23.8 ha	大角・横溝・上白垣
認農		苺	0.46 ha	苺	0.46 ha	横溝
認農		アスパラガス	0.48 ha	アスパラガス	0.48 ha	横溝
認農		苺	0.76 ha	苺	0.21 ha	横溝
計	50 人		322.76 ha		342.84 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>〔農地の貸付け等の意向〕 貸付け等の意向が確認された農地は、基盤整備済農地が27,902㎡、未整備農地が33,679㎡となっている。</p>
<p>〔農地中間管理機構の活用方針〕 大溝地区は農事組合法人が多数存在しているため、将来の経営農地の集約化を目指し、営農の継続が困難になった場合は原則として、農地中間管理機構を活用し、貸し付けていく。</p>
<p>〔関係機関との連携〕 大木町認定農業者協議会、大木町営農組織連絡協議会等を活用し、将来の地域農業について協議を行うことで、個人と法人との結びつきを強化する。</p>
<p>〔後継者・担い手の掘り起こし〕 土地利用型農業の後継者の洗い出しを行い、今後農地の出し手となる農業者とのマッチングを行う。</p>

農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1		4,247		
2		4,497		
3		1,956		
4		3,727		
5		5,272		
6		4,593		
7		1,053		
8		11,488		
9		4,747		
10		6,004		
11		10,792		
12		3,205		
	計	61,581		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。